

2016年 索道安全報告書



2016年9月



能勢電鉄株式会社

目次

目次	1
ごあいさつ	2
1. 安全の基本的な方針と安全目標	
1-1 安全の基本的な方針	3
1-2 2016年度安全目標	4
1-3 2016年度安全方針	4
2. 安全管理体制	
2-1 安全管理体制	5
2-2 安全管理推進委員会	6
2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程	6
2-4 2015年度の安全管理に係る主な活動	6
3. 安全重点施策の内容	
3-1 「安全最優先」意識の定着と実践	7
3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底、及び双方向コミュニケーションの実践	8
3-3 安全性向上施策の実践	10
3-4 人材育成及び技術継承の推進	15
3-5 コンプライアンス意識の向上	15
3-6 お客様が安心して利用できる環境整備	15
4. 事故等の発生状況	
4-1 索道運転事故	16
4-2 インシデント（事故の兆候）	16
4-3 行政指導等	16
5. お客様へお願い	16
6. 安全報告書等に対するご意見について	18

ごあいさつ

平素は当社索道事業に対しまして、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

弊社は、1960（昭和 35 年）年 8 月の開業以来、56 年にわたり責任事故が皆無であり、近畿運輸局長より索道線の「連続 9 期運転無事故表彰」を受賞しております。これは当社として大変名誉なことであるとともに、これからも『安全文化の定着』により、お客様へ「安全・安心」を提供することを肝に銘じ、お客様と沿線地域の皆様に貢献できるよう全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、2015 年度の安全施策につきましては、リフト支柱線路金物（受索装置）の更新や、近年増加傾向にある、敷地内への野生動物侵入による植栽等への被害を防止するため、金網ネットを設置いたしました。また、お客様が安全快適にご乗車いただけるよう沿線法面の樹木や雑草等を定期的に伐採するとともに、新たに植栽を施し保安度の向上を図りました。

教育指導・訓練関係では、安全意識向上を目的として、集合教育・懇談指導等において、事故対応型から事故回避を主体にした教育を行い、当事者意識や危険に対する意識を高め、「危険と気付く感受性」や「危険回避の先取り行動」が採れるよう、問題解決能力向上に取り組んでまいりました。また、昨今の少子高齢化に伴い、小さなお子様からお年寄りまで、全てのお客様に安心してご利用いただけるよう実践に即した教育指導を行ってまいりました。

我々、索道事業者として一番大切なことは「輸送の安全」であり、能勢電鉄の信用の源泉である輸送の安全・安心を継続していくために、全社員が一丸となってやるべきことを愚直にやり抜き、輸送の安全確保に取り組んでまいります。

引き続き能勢電鉄をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この安全報告書は鉄道事業法第 19 条の 4 並びに当社の安全管理規程に基づき、2015 年度の輸送の安全確保のための取り組みや、安全の状況についてまとめたものです。

能勢電鉄株式会社
取締役社長

城南 雅一



1. 安全の基本的な方針と安全目標

■1-1 安全の基本的な方針

鉄道事業法の規定に基づき設定した安全管理規程において「安全に関する基本的な方針」を定め、社長以下関係役職員に対して「輸送の安全の確保に係る行動規範」として周知・徹底しています。

輸送の安全の確保に係る行動規範

- ① 協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行しなければならない。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。
- ④ 作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。
- ⑤ 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。
- ⑥ 作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、安全管理規程並びに安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

■1-2 2016 年度 安全目標

『運転無事故の継続』

当社におきましては、1960(昭和 35)年の開業以来 56 年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続し責任事故が皆無であり、運転保安業務に優秀な成績をあげたことにより、近畿運輸局長より「連続 9 期運転無事故表彰」を受賞しています。

2016 年度も引き続き、社長以下全役職員が『運転無事故の継続』に向け取り組んでいます。

■1-3 2016 年度 安全方針

『安全文化』の定着により、
お客様へ『安全・安心』を提供する。

◎安全重点施策

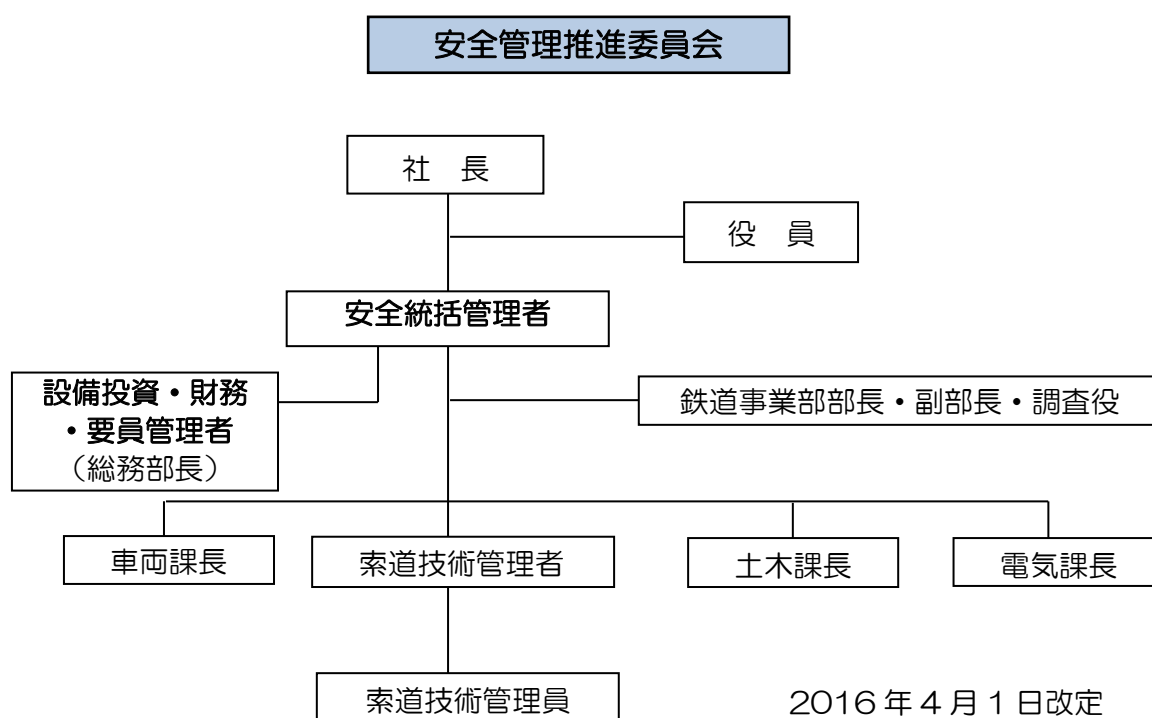
- ① 「安全最優先」意識の定着と実践
- ② 迅速な情報伝達と共有化の徹底、及び
双方向コミュニケーションの実践
- ③ 安全性向上施策の実践
- ④ 人材育成及び技術継承の推進
- ⑤ コンプライアンス意識の向上
- ⑥ お客様が安心して利用できる環境整備

2. 安全管理体制

2006年10月1日付けで「安全管理規程」を制定し、社長をトップとする「安全管理推進委員会」を発足させました。

■2-1 安全管理体制

(1) 安全管理体制概要図



(2) 各管理者等の役割

役 職 名	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
設備投資・財務・要員管理者	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

■2-2 安全管理推進委員会

安全管理推進委員会は、「安全管理規程」に定めるとおり、輸送の安全を確保するため、輸送業務の実施および管理の方法を確認し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図る施策を推進することを目的として設置しています。

安全管理推進委員会は、社長を委員長として常勤の役員、安全管理に係る各管理者及び輸送の安全に係る管理職で組織し、毎月1回定期的に開催しています。

■2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程

安全管理規程は鉄道事業法の規定に基づき安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持及び向上を図ることを目的として、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制・方法を定めています。

また、安全管理推進委員会規程は、同委員会の構成員・審議事項・報告すべき事項など責務や運営方法等を定めています。

■2-4 2015年度の安全管理に係る主な活動

実 施 月		活 動 内 容
毎月（1回）		安全管理推進委員会の開催
毎月（4回程度）		安全統括管理者の現場巡視
2015 年	5 月	社長の現場巡視（春の全国交通安全運動）
	6 月	2015 年度運輸安全マネジメント評価
	7 月	社長の現場巡視（安全運転推進運動）
	8 月	2014 年度鉄道安全監査に伴うフォローアップ監査
	9 月	2015 年安全報告書の公表
	9 月	社長の現場巡視（秋の全国交通安全運動）
	9 月	鋼索・索道技術研修会
	12 月	2015 年度現業部門に対する鉄道安全監査
	12 月	社長の現場巡視（年末年始輸送安全総点検）
2016 年	3 月	2015 年度経営管理部門に対する内部監査（社長、安全統括管理者、総務部長）
	3 月	鋼索・索道技術研修会
	3 月	索道線重大事故対応総合訓練
	3 月	2016 年度安全計画策定

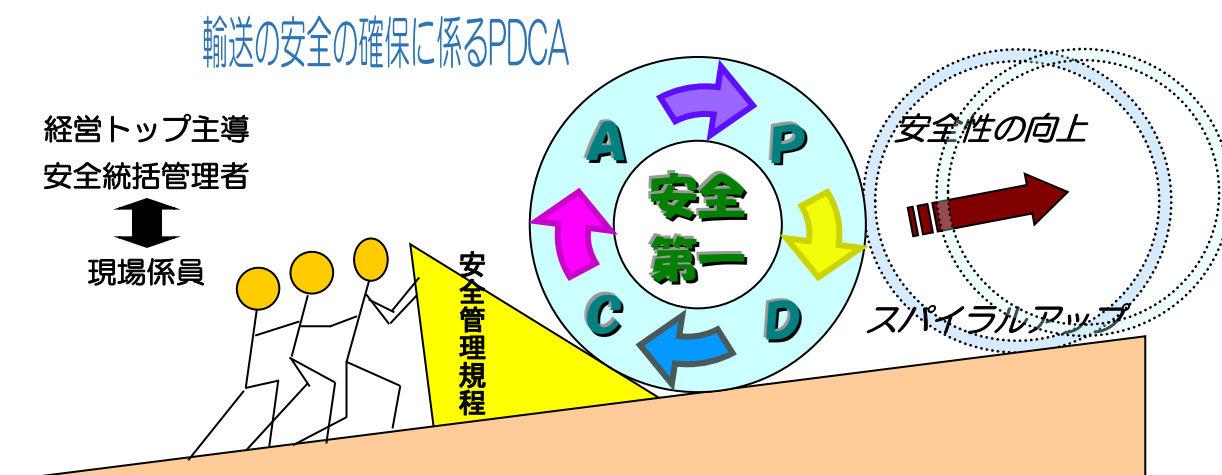
3. 安全重点施策の内容

■3-1 「安全最優先」意識の定着と実践

(1) 安全意識の高揚

安全管理規程の安全に関する基本的方針「行動規範」、並びに 2016 年度安全方針である『「安全文化」の定着により、お客様へ「安全・安心」を提供する』を全社員が認識して実行できるよう、P（計画）－D（実行）－C（検証）－A（改善）サイクルによる教育指導を行うとともに、職場とのコミュニケーションを十分にとり、相互に「理解力」と「行動力」を発揮して、事故が起こる前に問題解決に当たることができる職場構築に努めています。

Plan	（計画）	従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成する
Do	（実行）	計画に沿って実施する
Check	（検証）	実施が計画に沿っているかどうかを検証する
Action	（改善）	実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をする



(2) 社長及び安全統括管理者による現場巡視と意見交換会

組織内のコミュニケーションによって風通しの良い社内風土作りを推進するため、鉄道線と同様に、社長及び安全統括管理者が定期的に現場巡視を実施するとともに、巡視の際には「現業部門とのコミュニケーションの確保」と「安全最優先の意識の醸成」を目的として、意見交換会を実施しています。

(3) 安全基本方針の周知徹底

「安全行動規範カード」を作成し、社員等全係員に配布して携帯させるとともに、「安全行動規範」を職場に掲示し、安全基本方針の周知に努めています。

また、鉄道事業部内の会議・研修等においては、毎回、出席者全員で「安全行動規範」を唱和するとともに、安全基本方針の趣旨等について教育を行い、安全意識の高揚を図っています。

能勢電鉄株式会社

輸送の安全の確保に係る 行 動 規 範

【安全輸送の確保】
協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

【法令・規程の遵守】
輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。

【安全輸送に関する状況の熟知】
常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。

【確認励行・安全最優先】
作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。またその取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

【人命尊重】
事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

【正確迅速な情報伝達】
作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。

社 長

【継続的な改善・変革】
常に問題意識を持ち、安全管理規程並びに安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

【安全管理規程の目的】
輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

【索道線 安全管理体制】

2016 年 4 月 1 日改定

(4) 関係法令等の遵守の徹底

安全基本方針と関係法令の遵守の徹底を図るため、社長以下関係役職員に対して、職務内容に応じて、安全管理規程や関係法令等の教育を実施し、安全最優先の徹底を図っています。

(5) 文書管理及び記録の徹底

安全管理体制に関する文書の整備を行い、会議、教育、訓練等の必要な記録を作成するとともに、文書管理規程に基づいた適正な管理の徹底を図っています。

■3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底、及び双方向コミュニケーションの実践

(1) 「事故の芽」の報告の徹底と分析及びその対策

輸送の安全を脅かす「事故の芽」となる事例の抽出に努めるとともに、報告の徹底を図っています。抽出した事故の芽は、各部門において原因の分析と検証を行い、事故防止対策を検討し安全性の向上を図っています。

『事故の芽』について

当社では、「事故や輸送障害、災害、インシデントには至らないが、これらに発展する可能性がある軽微な事故、障害、故障、ヒヤリ・ハット、気がかり事象等」を『事故の芽』と定義しています。

(2) 安全管理推進委員会等での取り組み

運転事故、輸送障害、「事故の芽」情報等について、毎月定期的に開催する安全管理推進委員会（委員長：社長）並びに鉄道事業部連絡会議において報告を徹底し、情報の共有化を図っています。

また、安全管理推進委員会においては、各部門において検討した事故等の分析結果及び再発防止対策について審議し、具体的な対策を講じるなど、事故防止に取り組んでいます。



安全管理推進委員会

(3) 教育・訓練

年間教育・訓練計画に基づく養成教育を行い、次世代の核となる人材の育成を図るとともに、必要な技能・技術の継承に取り組んでいます。また、事故防止と不測の事態・事故に備えるため、関係係員に対し計画的に教育・訓練を実施し、事故防止並びに人材の育成に努めています。2015 年度は通常の訓練以外に、重大事故を想定した索道線重大事故対応総合訓練を実施しました。2016 年度も検証・改善を踏まえ、取り組んでいきます。



索道線重大事故対応総合訓練

事故やトラブルを想定し、計画的に、教育・訓練を行っています。

■3-3 安全性向上施策の実践

(1) 安全管理推進委員会における安全性向上施策の推進

安全管理推進委員会では、輸送の安全に係る中期計画の検討及び各部門の安全対策計画や安全性向上活動について検証し、安全性の向上を図る施策を実践しています。

また、自社において発生した事故等については、原因分析のうえ各部門にて再発防止策を検討し、安全管理推進委員会において審議し、対策を講じることになっています。他社の事故についても、集約した情報をもとに、当社に關係する事項について対策を検討し、同種事故の防止を図っています。

(2) 安全対策

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・修理を行っています。

2015 年度は、リフト支柱線路金物（受索装置）の更新工事や、野生動物対策としての金網の設置、また、お客様に安全快適ご乗車いただけるよう法面樹木の定期的な伐採を行いました。

工事名	機 能
リフト支柱線路金物（受索装置）の更新工事	2015 年度、線路金物（受索装置）の更新を図り、保安度がさらに向上しました。



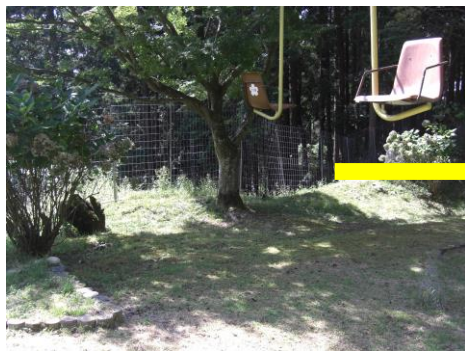
更新された受索装置

作業名	内 容
整地面樹木整備	お客様が安全快適にご利用いただけるよう、沿線整地面の樹木や雑草等を伐採し、保安度の向上を図りました。



整備されたリフト下の整地面

作業名	内 容
野生動物侵入防止対策	近年増加傾向にある、敷地内への野生動物侵入による植栽等への被害を防止するため、金網ネットを設置しました。 2016 年度も調査結果を踏まえ計画的に進めていきます。



野生動物侵入防止用の金網ネット

名 称	機 能
運転速度調整装置	リフトの乗車に不慣れなお客様や高齢のお客様が安心してご乗車・下車していただけるよう、リフトの運転速度を抑速（減速）調整できる装置を使用しています。



速度切替スイッチ

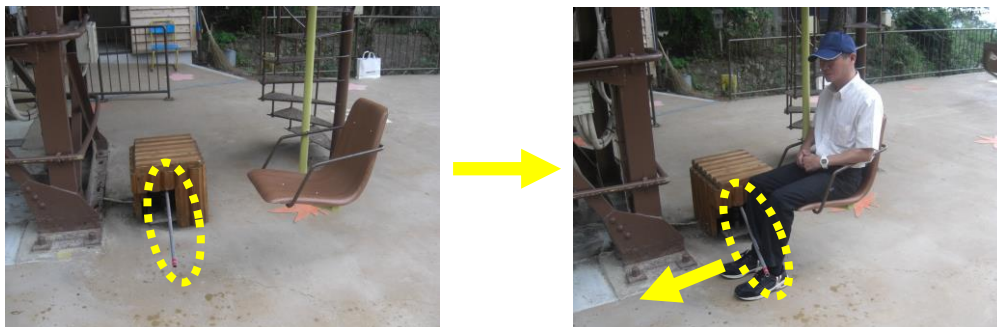


インバーター装置



新型モーター

名 称	機 能
乗り越し検出装置	乗降場（ふれあい広場駅及び妙見山駅）においてお客様が搬器（椅子）から降りることが出来なかった場合、自動的にリフトを停止させる「乗り越し検出装置」を設置しています。



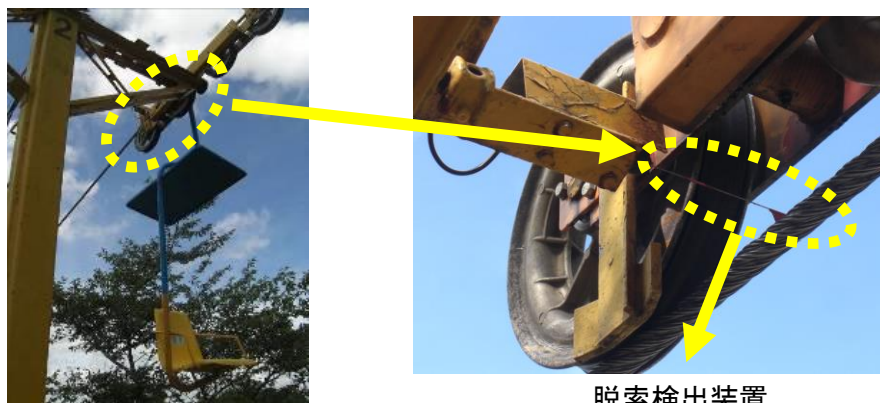
搬器（椅子）から降り遅れたお客様の身体の一部がバーに触れると、自動的に停止します。

名 称	機 能
非常停止ボタン	異常事態等発生時に、リフト乗降場に設置している非常停止ボタンを押すと、リフトの運転が停止します。



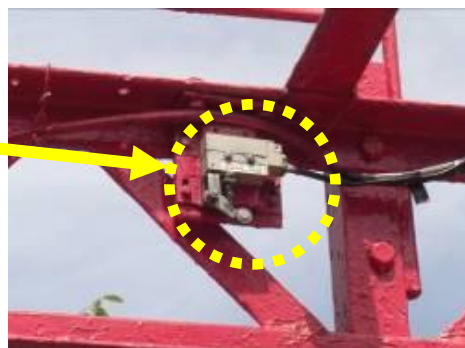
乗降場に設置の非常停止ボタン（異常発生時に係員が操作します）

名 称	機 能
脱索検出装置	万が一、索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れた場合、それを検出して自動的にリフトの運転を停止させます。

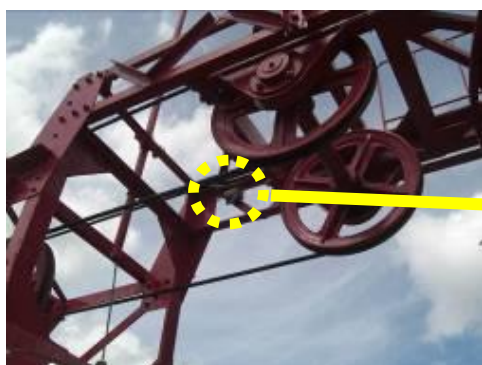


脱索検出装置
黄色破線部分の鉄線が索条（ワイヤーロープ）外れを検出し、自動的にリフトの運転を停止させます。

名 称	機 能
過伸検出装置 過張力検出装置	リフトロープの伸びや張り具合を常にチェックし、規定以上に達した時、リフトの運転を停止させます。



過伸検出装置



過張力検出装置

(3) 点検・整備

①定期検査

法定の技術基準に則り、1 ヶ月検査および冬期の運休期間中に 12 ヶ月検査を実施しています。

②始業点検

毎日の運行前には、搬器、ワイヤーロープ、支柱など諸設備の点検および試運転を実施しています。

始業点検を行う索道担当係員
お客様に安全・安心をお届けする
ため、入念に行います。



(4) 防災対策

風速計の受信機はリフト各駅・ケーブル山上駅に、雨量計の受信機はケーブル山上駅に、リフトの搬器の状態を監視する搬器監視モニターはリフト各駅とケーブル山上駅に設置し、常にその状況を監視して、強風等の異常気象時には必要に応じてリフトの運転停止させる等、安全運行に努めています。

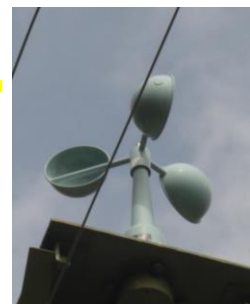
また、自然災害に対する対策として、その被害を最小限にとどめるため、防災体制実施要綱を定め、気象状況に応じた体制の確保に努めています。



山上駅の雨量監視装置及び
風速監視装置



雨量計



風速計



ふれあい広場駅の搬器監視装置及び風速監視装置



監視カメラ

■3-4 人材育成および技術継承の推進

リフトをご利用になるお客様の安全輸送を確保するため、年間教育・訓練計画に基づき知識や基本動作を徹底して教育しており、また個人指導ではコミュニケーションにより信頼関係を築き、接客マナーやルールについても教育指導を図っています。

人材育成については教育・訓練等により、次世代の職場の核となる人材の育成と次世代まで必要とする技術・技能の継承に取り組んでいます。

■3-5 コンプライアンス意識の向上

当社では、社会的責任を自覚した社員一人ひとりの責任ある行動が、お客様から安心と信頼を得るための原点であることから、社員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

職場での意見の交換や注意し合える風通しの良い環境づくりを推進し、社内のコミュニケーションを円滑にすることにより、規程やマニュアル違反並びに不安全行為や不祥事に対し、自浄作用の働く職場風土の構築を目指しています。

■3-6 お客様が安心して利用できる環境整備

全従業員が一丸となり、様々な角度からお客様を迎え入れる環境を整備することにより、お客様に安心を実感していただけるよう努めています。

(1) 基本動作の見える化

現場の最前線で働く従業員が、職場で定められた基本動作を陰日向なく愚直に実行することにより安全を確保し、また、その姿勢をご覧いただくことにより、お客様に安心を提供できるよう努めています。



(2) 的確な情報の提供

ホームページによる情報提供や、案内放送、掲示ポスター等により、お客様が安心してご乗車いただけるよう、お客様のニーズにあった情報提供に努めています。



災害や事故等によりリフトの運行に影響が生じることがある場合は、当社ホームページにより、その状況をご案内しています。

4. 事故等の発生状況

■4-1 索道運転事故

年 度	索道運転事故
2013 年度	0 件
2014 年度	0 件
2015 年度	0 件

■4-2 インシデント（事故の兆候）

2015 年度、国土交通省へ報告対象となるインシデントはありません。

■4-3 行政指導等

2015 年度、国土交通省からの行政指導等はありません。

5. お客様へお願い

(1) リフトご乗車時のお願い

最近、リフトをご利用の際、お酒の飲み過ぎや係員の案内を待たずに乗車したため、転倒や転落するトラブルが発生しています。必ず下記注意事項をお守りいただき、安全にご利用いただきますよう、お客様のご協力をお願いします。



- ご乗車時、必ず係員が案内するまでお待ちください。また、係員の指示に従い、順序良く所定の位置から乗車してください！
- 泥酔者等のご乗車は、お断りすることがあります。

(2) その他、次の事項をお守り下さい。

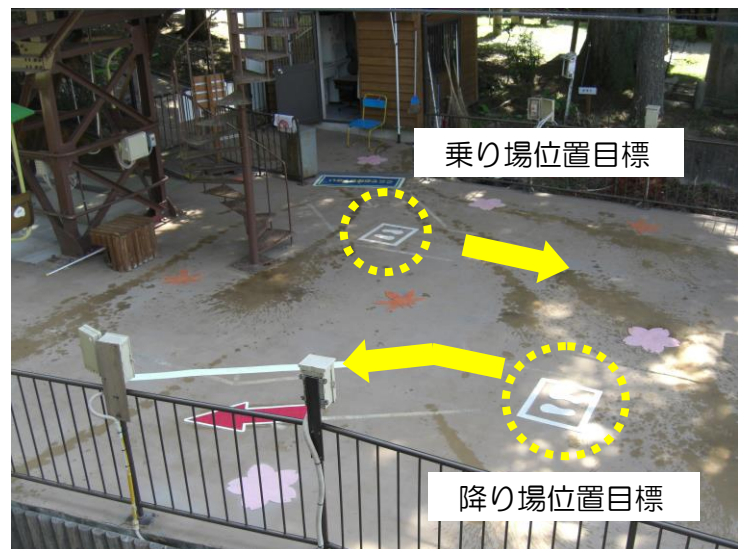
- ①リフトは1人乗りです。【幼児（6才未満）は保護者と同乗して下さい】
- ②リフトの手すりをしっかりつかんで下さい。
- ③途中、リフトから飛び降りないで下さい。
- ④足を振るなどしてリフトを揺らさないで下さい。
- ⑤リュックサックは背負わず膝の上でしっかりとお持ち下さい。
- ⑥帽子、履物、携帯品等を落とさないよう注意して下さい。
- ⑦喫煙しないで下さい。
- ⑧事故防止のため、止むを得ずリフトを停止させる場合があります。その際は、係員の指示があるまでお待ち下さい。
- ⑨危険品（火薬・揮発油）等及び規定（重さ4キロ、容積0.015 m³）以上の携帯品を持っては乗れません。

(3) 乗り場のご案内

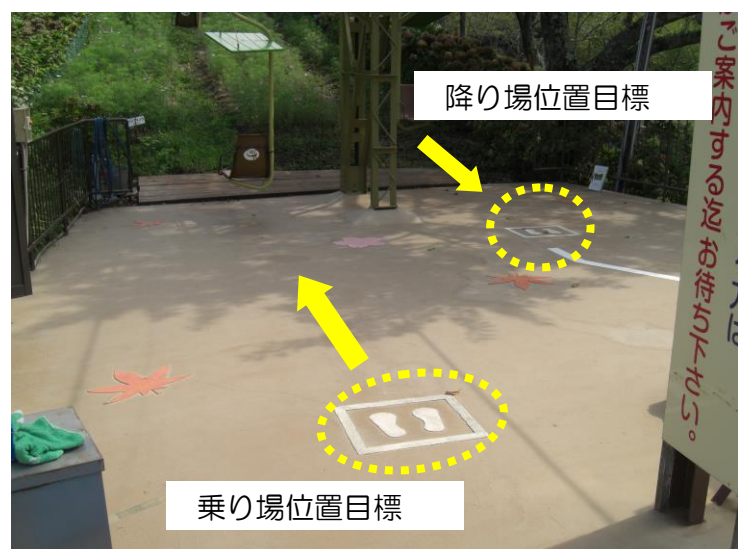
妙見の森リフト 妙見山駅

ふれあい広場駅、妙見山駅
それぞれに、「乗降位置目標」
（右記、黄色破線内）が
あります。

必ず係員の案内に従って、
同位置で乗り降りしてくだ
さい。



妙見の森リフト ふれあい広場駅



6. 安全報告書等に対するご意見について

索道事業における安全報告書の内容や安全への取り組みに対するご意見、ご質問等は、下記へご連絡下さい。

担当部署	能勢電鉄株式会社 総務部総務人事課（広報担当）
住 所	〒666-0121 川西市平野一丁目35番2号
電 話	072（792）7200 （月～金の平日、9時00分～17時30分）
FAX	072（792）7760



お客様に安全・安心を提供する。

それが私達の使命です。

これからも安全最優先の精神を積み重ねてまいります。

